

## 第148号議案

### 島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「第72条の2第9項第1号」を「第72条の2第10項第1号」に改める。

第46条第8号中「供する自動車」の次に「（次号に規定する自動車を除く。）」を加え、同条第9号を次のように改める。

- (9) 社会福祉法人、民法第34条に規定する公益法人又は特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人が所有する自動車のうち、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援若しくは同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業又は同条第21項に規定する地域活動支援センターを運営する事業において、専ら利用者の移動又は原材料若しくは生產品の輸送の用に供する自動車

#### 附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第19条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。